

令和3年度第4回情報公開・個人情報保護運営審議会議事録（要点記録）

- 1 日 時 令和3年8月3日（火）
午前10時00分から午後12時00分まで
- 2 場 所 多摩市役所本庁舎4階 第二委員会室
- 3 出席委員 藤崎会長、川合委員、北村委員、小谷委員、櫻井委員、帆足委員、
松村委員
- 4 出席職員
- 【事務局】
（文書法制課）岩田文書法制課長、原田文書公開係長、安達主任、村岡主事
- 【実施機関】
- | | |
|----------------------|------------------------|
| 諮問ア（総務部人事課） | 佐藤給与・厚生係長
妹尾主任 |
| 諮問イ・ウ（市民経済部経済観光課） | 渡邊経済観光課長 |
| 諮問エ（健康福祉部健康推進課） | 金森健康推進課長
高橋健康推進担当主査 |
| 報告事項ア（子ども青少年部児童青少年課） | 石山児童青少年課長 |
| 報告事項イ（健康福祉部保険年金課） | 松下保険年金課長 |
- 5 傍 聴 人 なし
- 6 内容及び要点
- (1) 開会
 - (2) 委嘱状の交付
 - (3) 文書法制課長挨拶
 - (4) 会長及び職務代理者の選任
委員の互選により、会長に藤崎委員が選任された。会長から職務代理者に帆足委員が指名された。
 - (5) 審議会の運営に関する申し合わせ事項について
事務局より、多摩市情報公開・個人情報保護運営審議会の運営に関する申し合わせ事

項について説明があった。

表記の揺れを修正することを条件に事務局（案）は承認された。

(6) 多摩市個人情報保護条例の改正について

事務局より、多摩市個人情報保護条例の改正について説明があり、今後の審議会で審議していくこととなった。

(7) 開示請求の権利の濫用について

事務局より、現状と課題について説明があり、委員の意見を求めた。

※ 以下、質疑等

〔委員〕 論理は通っているが、心の面でしこりを残す結果になるのではないか。きっかけとなった出来事に対して、どう対応をとったのか。丁寧に説明をしていれば大ごとにならなかったのではないか。

〔事務局〕 1年かけて本人と話をした。必要な資料が揃っておらず、作成方法の説明をしたうえで提出を依頼したが、理解を得られなかった。なぜ受け入れられないのか、関係する文書を開示するようにと詰め寄り、最終的に開示請求の案内をすることになった。

〔委員〕 行政への不信感を招いている。最初にもっと対話が必要だったのではないか。

〔委員〕 団体登録をし、講座を開く際には約束事が事前に紙面で示されており、説明も受けるはずだが、そういったことは理解してもらえなかったのか。

〔事務局〕 説明をしても、紙面で示しても納得してもらえなかったと聞いている。

〔委員〕 権利の濫用を理由に非公開の決定をした後どうなるのか。窓口での対応は続くのでは。その際の方法は検討しているのか。

〔事務局〕 不当要求に対するマニュアルに則って対応する。また、審査請求を受ければ行政不服審査会の判断を仰ぐ。

〔委員〕 この場合は権利の濫用にあたると思う。

〔委員〕 この場合を除いて、今後開示請求が増えた場合、どう対応するのか。規定を作るべきでは。

〔事務局〕 権利の濫用にあたらぬ場合は職員の体制を対応できるように見直す。濫用については個別判断になる。

〔委員〕 件数のみでなく、開示された文書を見なかつたり暴言を吐いたりといった行為も含めての判断か。

〔事務局〕 件数が多いだけでは権利の濫用とは言えないという判例もある。今回の場合、請求内容に不備があっても補正に応じないなどの行為も含めて判断した。

〔委員〕 公開請求の目的や用途は請求時に求めているので、開示請求の目的を理由に権利の濫用とみなすことはできないのではないか。

〔委員〕 窓口ではどのような対応をしているか。

〔事務局〕 過去に、窓口では平穩に接して頂くよう、公開請求の内容を精査して頂くようお願いの文書を複数出している。最近では請求の枚数は減っているが頻

度は変わらない。窓口での滞在時間は短くなった。

(8) 前回議事録の確定

事前に郵送した前回議事録（令和２年度第９回）について、修正箇所がないことを審議会で確認した。よって、前回議事録は確定した。

(9) 議事録署名委員の指名

帆足委員が指名された。

(10) 議題

① 諮問に関する審議

ア 個人情報の処理に係る情報システムの変更（総務部人事課）

〔人事課〕

本諮問は、給与支給・人事評価等業務の効率化と住民情報系サーバのセキュリティ向上を目的として、人材管理システムのサーバを住民情報系からLGWAN系に移設する、個人情報の処理に係る情報システムの変更についての諮問である。

頻繁なデータの持ち出しにより煩雑な処理が発生しており、移設することで業務効率の改善が見込まれる。また、本来データの持ち出しを制限している住民情報系サーバからの情報持ち出しが多いことによりセキュリティリスクが高まるといった問題もある。

移設先はインターネットとは分離している、マイナンバーデータは住民情報系サーバに残す、マイナンバーデータのあるサーバにアクセスする際はICカードと顔認証の二要素認証とする等の個人情報保護措置を講じる。

※ 以下、質疑等

〔委員〕 住民情報系サーバを現在利用されているということだが、当初どうしてこの形にしたのか。また、住民情報系サーバのセキュリティ向上にどうつながるのか

〔人事〕 システムの導入当時はインターネットとLGWANの分離が完了しておらず、セキュリティの高い住民情報系サーバに置いた。
住民情報系サーバへアクセスする頻度が下がり、結果セキュリティの向上につながる。

〔委員〕 マイナンバーの活用が進められているが、利用は今後年一回から増えるのでは。

〔人事〕 利用事務は増える可能性があるが、データの提出は年一回のみ。

〔会長〕 他に質問等がなければ、本諮問について同意の方の挙手をお願いしたい。

・・・挙手全員・・・

※ 人事課から諮問のあったア「個人情報の処理に係る情報システムの変更」について、同意することが決定された。

イ 個人情報を取り扱う業務の処理の外部委託（市民経済部経済観光課）

〔経済観光課〕

本諮問は、市内事業者の安定的かつ健全な発展に寄与することを目的として、経営に関する相談支援業務を強化する、個人情報を取り扱う業務の処理の外部委託についての諮問である。希望する事業者の申し込みを受け、経営相談を行う。

経営相談には専門的知識が必要であるため、ノウハウを有する事業者に業務を委託して実施する。

契約締結時に個人情報取扱特記事項を添付し、個人情報を適切に保護・管理するよう指導すること、個人情報保護管理責任者を設置し個人情報は施錠付きロッカーにて管理させること、申請書を持って相談先へ向かう際はファスナー付きのバッグに入れる等の個人情報保護措置を講じる。

※ 以下、質疑等

〔委員〕 すでに委託は開始しているのか。

〔経済観光〕 契約はしているが、データの受け渡しは審議会の承認後に行う。

〔委員〕 委託先にこの団体を選んだ背景を教えてください。

〔経済観光〕 この業務を委託できる団体で見積合わせをした結果、費用の面でこの団体を選んだ。

〔委員〕 市に申し込まれた内容を市が事業者に情報を渡すという流れか。

〔経済観光〕 基本はその流れで、市への申し込みのほかに事業者から企業に声掛けをし、申し込みを受けることもある。

〔委員〕 再委託は禁止しているのか。

〔事務局〕 再委託をする場合は申請するよう委託契約の特記事項にある。

〔経済観光〕 郵送業務・封入作業については再委託される予定。

〔会長〕 市を通さないでサービスを利用した法人に関する情報でも実態によっては個人情報にあたる可能性がある。その情報もきちんと管理されなければならない。資料にその部分が盛り込まれていないので、反映してほしい。

〔会長〕 個人情報を取り扱う業務の範囲について不明確な点があるので、はっきりさせたい。個人情報の管理を徹底することを条件に、本諮問について同意の方の挙手をお願いしたい。

〔委員〕 わからない部分がある以上、後日審議するべきではないか。

〔経済観光〕 整理のうえ、後日改めて諮問します。

※ 諮問書・資料を修正のうえ、書面会議を行った。

※ 経済観光課から諮問のあったイ「個人情報を取り扱う業務の処理の外部委託」について、書面会議にて同意することが決定された。

ウ 個人情報を取り扱う業務の処理の外部委託（市民経済部経済観光課）

〔経済観光課〕

本諮問は、新型コロナウイルス感染症拡大による厳しい雇用情勢の中で、市民が安心して暮らせる経済・生活基盤を構築していくことを目的として、就職活動が長引い

ている新卒者を新規に雇用し、再就職に必要な研修を行った上で、多摩市内及び近隣企業において紹介予定派遣やインターンシップによる就労体験を行い、派遣期間の終了後に、派遣先企業等での直接雇用につながるよう、当該雇用者を支援する、個人情報を取り扱う業務の処理の外部委託についての諮問である。

就労支援には専門的知識が必要であるため、ノウハウを有する事業者に業務を委託して実施する。

契約締結時に個人情報取扱特記事項を添付し、個人情報を適切に保護・管理するよう指導する、個人情報保護管理責任者を設置し管理させる等の個人情報保護措置を講じる。

※ 以下、質疑等

- [委 員] 受託者が参加者を雇用し、研修などを行うということか。
- [経済観光] 参加者が雇用のうえ、市内企業に派遣し職業体験をしてもらい、直接雇用に結びつける。
- [委 員] 入社書類とは参加者が受託者に雇用されるにあたり提出するものか。その場合、資格の有無や賞罰・性的マイノリティかどうかなどは取得しないのか。取得する個人情報が不足しているのではないか。
- [経済観光] 市が取得するのは諮問書に記載しているもののみ。委託先は本人同意のうえそれ以上の個人情報を取得する可能性がある。
- [委 員] 委託先のみが取得する情報も諮問時に説明するべきでは。
- [委 員] 委託先が直接取得して市が関与しない個人情報については審議の対象ではないのではないか。
- [会 長] 受託先が管理する個人情報は委託先の管理規定に基づいて管理されるとはいえ、市が本来やるべき事業を委託する以上、どういった情報を取得するのか把握したうえで審議するべきではないか。
- [事務局] 責任は多摩市にあり、把握するべきである。
- [委 員] わからない部分がある以上、後日審議するべきではないか。
- [経済観光] 整理のうえ、後日改めて諮問します。

※ 諮問書・資料を修正のうえ、書面会議を行った。以下書面での質疑

- [委 員] 再委託（あるいは個人情報に関わる再委託）はないか
- [経済観光] ない。

※ 経済観光課から諮問のあったウ「個人情報を取り扱う業務の処理の外部委託」について、書面会議にて同意することが決定された。

エ 個人情報を取り扱う業務の処理の外部委託（健康福祉部健康推進課）

〔健康推進課〕

本諮問は、新型コロナウイルス感染症のワクチン接種にあたり、接種の状況を把握するためのワクチン接種記録システム上で、接種証明書発行のため、保守を受けるデータの項目に旅券番号と国籍を追加する、個人情報を取り扱う業務の処理の外部委託

についての諮問である。

接種証明書の発行には旅券番号・国籍が必要であり、またワクチン接種記録システムの保守は国が定めた事業者に業務を委託して実施している。

マイナンバー法・個人情報保護法・行政機関個人情報保護法等の規律に基づいて適切な安全管理及び個人情報保護措置を講ずるとともに、政府のセキュリティガイドラインに沿って必要なサイバーセキュリティ対策を講じる。

[会長] 質問等がなければ、本諮問について同意の方の挙手をお願いしたい。

・・・挙手全員・・・

※ 健康推進課から諮問のあったエ「個人情報を取り扱う業務の処理の外部委託」について、同意することが決定された。

② その他

ア 個人情報漏洩事故最終報告

児童青少年課から、個人情報漏洩等事故1件について最終報告があった。

イ 個人情報漏洩事故最終報告

保険年金課から、個人情報漏洩等事故1件について最終報告があった。

(10) 閉会

多摩市情報公開・個人情報保護運営審議会の運営に関する申合せ事項により、ここに署名する。

多摩市情報公開・個人情報保護運営審議会 会長 藤崎太郎

委員 小谷 舞